

指定催しの指定通知書

愛川町指令（消本）第 号
年 月 日

殿

愛川町消防長 ⑩

愛川町火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

（教示）

この指定に不服がある場合には、この指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に愛川町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この指定があったことを知った日（異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、愛川町を被告として（訴訟において愛川町を代表する者は愛川町長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過するとその訴えは提起できません。